介護サービス事業者等

自主点検表

認知症対応型共同生活介護

及び

介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称

記入者　職氏名

実施年月日

大田原市高齢者幸福課

介護サービス事業者等自主点検表の作成について

１　趣旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、常に確認することが必要です。

ついては、地域密着型介護サービス事業所等ごとに、法令、指定基準等を基に、自主点検表を作成しましたので、事業所でご活用ください。

２　実施方法の目安

⑴　年１回以上定期的に実施することにより、随時自らの運営状況等について点検してください。

⑵　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑶　「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

　　基本的には、右側に○が付く場合基準違反となりますので、改善を図ってください。

⑷　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

⑸　この自主点検表は「認知症対応型共同生活介護」の運営基準等を基調に作成されていますが、指定認知症対応型共同生活介護事業者が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防認知症対応型共同生活介護についても認知症対応型共同生活介護の運営基準等に準じて（認知症対応型共同生活介護を介護予防認知症対応型共同生活介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、認知症対応型共同生活介護独自又は介護予防認知症対応型共同生活介護独自の運営基準等については、[介護除く]・[介護のみ]と記載していますので御留意ください。

（注）本文中の表記については、以下のとおり略しています。

介護サービス事業者等自主点検表　目次

第１　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

第２　人員に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

第３　設備に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

第４　運営に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

第５　変更の届出等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

法 ⇒　介護保険法（平成９年１２月１７日交付法律第１２３号）

施行規則 ⇒　介護保険法施行規則（平成１１年３月３１日厚生省令第３６号）

密着基準条例 ⇒　大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２８日条例第３７号）

予防基準条例 ⇒　大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２８日条例第３８号）

密着解釈 ⇒　指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成２４年３月１６日老高発０３１６‐１号・老振発０３１６‐１号・老老発０３１６‐５号）

平１８厚告１２６ ⇒　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２６号）

平１８厚告１２８ ⇒　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２８号）

平１８老計0331005 ⇒　「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号）

平１８老計0331006 ⇒　「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００６号・老振発第０３３１００６号・老老発第０３３１０１９号）

平１２厚告２２ ⇒　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２２号）

平１２厚告２３ ⇒　厚生労働大臣が定める者等（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２３号）

平１２厚告２４ ⇒　厚生労働大臣が定める地域（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２４号）

平１２厚告２５ ⇒　厚生労働大臣が定める基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２５号）

平１２厚告２６ ⇒　厚生労働大臣が定める施設基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２６号）

平１２厚告２７ ⇒　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２７号）

平１２厚告２９ ⇒　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２９号）

平１２老企５４ ⇒　通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企第５４号）

平１８老計発1017001 ⇒　「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成１８年１０月１７日老計発第１０１７００１号）

平１３老１５５ ⇒　「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成１３年４月６日老発第１５５号）

平２２老発０６０１　　⇒　構造改革特区における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について

平２１老高発１２２５　⇒　既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準の取扱について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事 項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令等（※確認資料） |
| 第１　基本方針 |  |  |
|  | 認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとして行われているか。いる・いない[介護予防]介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとして行われているか。いる・いない | 法第78条の3第1項密着基準条例第109条※事業所指定通知（更新通知）法第115条の12第1項予防基準条例第70条 |
| \*第２　人員に関する基準 | 　 | 法第78条の4第1項 |
| １　従業者の員数等 | 　事業者が、認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。 | 密着基準条例第110条※勤務表、タイムカード等 |
| ⑴　介護従業者 | ⑴　共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上としているか。いる・いない⑵　共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上となっているか（ただし、共同生活住居の数が3である場合において、当該住居がすべて同一の階において隣接し、従業者が利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造であって、事業者による安全対策が講じられ、安全性が確保されていると認められる場合は、2人以上で可。）。いる・いない⑶　⑴の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。いる・いない⑷　⑴及び⑵の介護従業者のうち１以上の者は、常勤となっているか。いる・いない | 密着基準条例第110条第1項密着解釈第3の五の2の⑴の①のイ密着基準条例第110条第1項密着基準条例第110条第2項密着基準条例第110条第3項※勤務表 |
| ⑵　計画作成担当者 | ⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。いる・いない⑵　計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者となっているか。いる・いない別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「実践者研修」又は都道府県及び指定都市が実施した「基礎課程」⑶　計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。いる・いない・サテライト型事業所において、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて配置している場合、(2)の別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。いる・いない⑷　計画作成担当者である介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。いる・いない⑸　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てているか。いる・いない | 密着基準条例第110条第5項※勤務表、資格証、研修修了証密着基準条例第110条第6項平18老計0331006の1密着基準条例第110条第7項密着基準条例第110条第9項密着基準条例第110条第8項密着基準条例第110条第10項 |
| ２　管理者 | ⑴　共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。いる・いない・管理者が、当該共同生活住居における他の職務に従事している場合、利用者の処遇に支障がないか。ない・ある　・サテライト型事業所の共同生活住居の管理者を本体事業所の管理者をもって充てている場合、利用者の処遇に支障がないか。ない・ある⑵　管理者は、適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものとなっているか。いる・いない別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業管理者研修」[みなし措置]下記の研修のいずれも修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。①　平成18年3月31日までに、都道府県及び指定都市が実施する「認知症（痴呆）介護実務者研修」のうち基礎課程又は「認知症介護実践研修」のうち実践者研修を修了した者であって、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務に従事している者。　②　都道府県が実施した「認知症高齢者グループホーム管理者研修」 | 密着基準条例第111条第1項※勤務表、経歴書、研修修了証密着基準条例第111条第1項密着基準条例第111条第2項密着基準条例第111条第3項研修修了証平18老計0331006の2 |
| ３　代表者 | 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものとなっているか。いる・いない別に厚生労働大臣が定める研修：都道府県及び指定都市が実施する「認知症対応型サービス事業開設者研修」※ただし、代表者の交代時に上記研修が開催されてないことにより、当該代表者が上記研修を終了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の上記研修日程のいずれか早い日までに上記研修を終了することで差し支えない。[経過措置]介護保険法等の一部を改正する法律附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者の代表者については、平成21年3月31日までに、上記研修を修了していればよい。[みなし措置]下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。①　都道府県及び指定都市において実施された「実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修」②　都道府県及び指定都市において実施された「基礎課程又は専門課程」③　都道府県及び指定都市において実施された「認知症介護指導者研修」④　都道府県及び指定都市において実施された「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」 | 密着基準条例第112条※経歴書、研修修了証平18老計0331006の3 |
| \*第３　設備に関する基準 |  | ※現地確認 |
| １　共同生活住居 | 1. 認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上3以下（サテライト型事業所にあっては、1又は2）となっているか。

いる・いない⑵　共同生活住居は、その入居定員を５人以上９人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。ただし、居間及び食堂は、同一の場所で差し支えない。　いる・いない・複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備となっているか。いる・いない | 密着基準条例第113条第1項密着基準条例第113条第2項及び第5項密着解釈第3の五の3の⑴ |
| ２　居室 | ⑴　１の居室の定員は、１人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることは差し支えない。いる・いない⑵　１の居室の床面積は、9.9平方メートル以上となっているか。いる・いない | 密着基準条例第113条第3項密着基準条例第113条第4項 |
| ３　立地条件 | 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。ある・ない | 密着基準条例第113条第6項 |
| 第４　運営に関する基準 |  | ※運営規程、重要事項説明書 |
| \*１　内容及び手続の説明及び同意 | 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。・重要事項を記した文書には、必要な事項（運営規程の概要、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項）について記載されているか。いる・いない・提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し、懇切丁寧な説明を行っているか。いる・いない・自己評価及び外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明しているか。いる・いない・利用申込者の同意は、書面によって確認できるようなっているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第9条）※運営規程、重要事項説明書、同意書密着解釈第3の五の4の⒃（準用第3の一の4の⑵）密着解釈第3の五の4の⒃（準用第3の一の4の⑵）平18老計発017001の5の⑵のア※外部評価報告書密着解釈第3の五の4の⒃（準用第3の一の4の⑵）※契約書一式 |
| ２　提供拒否の禁止 | 事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいないか。いない・いる　提供を拒むことのできる正当な理由：①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。③　利用申込者に対し自ら適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することが困難な場合。 | 密着基準第128条（準用第10条）密着解釈第3の五の4の⒃（準用第3の一の4の⑶） |
| \*３　受給資格等の確認 | ⑴　事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。いる・いない⑵　介護事業者は、⑴の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第12条第1項)法第78条の3第2項密着基準条例第128条（準用第12条第2項) |
| ４　要介護認定の申請に係る援助 | ⑴　事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。いる・いない⑵　事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第13条第1項)密着基準条例第128条（準用第13条第2項) |
| \*５　入退居 | ⑴　認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供されているか。いる・いない⑵　事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしているか。いる・いない⑶　事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。いる・いない　自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合：認知症の原因となる疾患が急性の状態にあり利用対象者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、当該事業所の入居者数が既に定員に達している場合等⑷　事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。いる・いない⑸　事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。いる・いない⑹　事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。いる・いない | 密着基準条例第114条第1項※サービス提供に関する記録密着基準条例第114条第2項密着基準条例第114条第3項密着解釈第3の五の4の⑴の①密着基準条例第114条第4項密着基準条例第114条第5項密着基準条例第114条第6項 |
| \*６　サービス提供の記録 | ⑴　事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。いる・いない⑵　事業者は、認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。いる・いない具体的なサービスの内容等：サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項 | 密着基準条例第115条第1項※サービス提供記録密着基準条例第115条第2項密着解釈第3の五の4の⑵の② |
| \*７　利用料等の受領 | ⑴　事業者は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。いる・いない⑵　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。いる・いない⑶　認知症対応型共同生活介護事業者は、上記⑴・⑵の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。①　食材料費②　理美容代③　おむつ代④　①から③に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（その他の日常生活費）であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものいない・いる⑷　事業者は、上記⑶の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。いる・いない⑸　事業者は、地域密着型その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているかいる・いない⑹　事業者は、領収証に要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。いる・いない | 密着基準条例第116条第1項※契約書、請求書、領収書等密着基準条例第116条第2項密着基準条例第116条第3項密着基準条例第116条第4項法第42の2第9項（準用第41条第8項）施行規則第65条の5（準用第65条） |
| ８　保険給付の請求のための証明書の交付 | 　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第22条） |
| \*９　指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針　（⑸～⑾を除き予防除く） | ⑴　認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。いる・いない⑵　認知症対応型共同生活介護は、利用者１人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。いる・いない⑶　指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。いる・いない⑷　介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。いる・いない⑸　事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。いない・いる⑹　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。いる・いない⑺　管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。いる・いない⑻　事業者は、⑸の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。　　いる・いない緊急やむを得ない理由：切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。⑼　事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。　①　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことも可）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか　②　身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか　③　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか　　　いる・いない⑽　事業者は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。　①外部の者による評価　②運営推進会議における評価いる・いない⑾　事業者は、原則として少なくとも年１回外部評価を受けているか。いる・いない⑿　評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示しているか。いる・いない | 密着基準条例第117条第1項※ケアプラン、サービス提供記録等密着基準条例第117条第2項密着基準条例第117条第3項密着基準条例第117条第4項密着基準条例第117条第5項平13 老発155 の2及び3平13 老発155 の3及び5密着基準条例第117条第6項密着解釈第3の五の4の⑷③密着基準条例第117条第7項密着基準条例第117条第8項平18老計発1017001の２密着解釈第3の五の4の⑷の⑦ |
| \*10　認知症対応型共同生活介護計画の作成　（予防除く） | ⑴　管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。いる・いない⑵　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。いる・いない⑶　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。いる・いない⑷　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。いる・いない⑸　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。いる・いない⑹　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が当該計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。いる・いない⑺　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の変更を行なう際も⑵から⑸に準じて取り扱っているか。いる・いない | 密着基準条例第118条第1項※ケアプラン、サービス提供記録等密着基準条例第118条第2項密着基準条例第118条第3項密着基準条例第118条第4項密着基準条例第118条第5項密着基準条例第118条第6項密着基準条例第118条第7項 |
| \*11　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針　（予防のみ） | ⑴　介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。いる・いない⑵　事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。いる・いない⑶　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。いる・いない⑷　事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。いる・いない | 予防基準条例第87条第1項※ケアプラン、サービス提供記録等予防基準条例第87条第3項予防基準条例第87条第4項予防基準条例第87条第5項 |
| \*12　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針　（予防のみ） | 介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第70条に規定する基本方針及び第87条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。①　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。いる・いない②　計画作成担当者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。いる・いない③　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。いる・いない④　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。いる・いない⑤　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。いる・いない⑥　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。いる・いない⑦　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。いる・いない⑧　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。いる・いない⑨　計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。いる・いない⑩　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。いる・いない⑪　介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更については、①～⑨の規定に準じて行われているか。いる・いない | 予防基準条例第88条予防基準条例第88条第1号予防基準条例第88条第2号予防基準条例第88条第3号予防基準条例第88条第4号予防基準条例第88条第5号予防基準条例第88条第6号予防基準条例第88条第7号予防基準条例第88条第8号予防基準条例第88条第9号予防基準条例第88条第10号予防基準条例第88条第11号 |
| \*13　介護等 | ⑴　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。いる・いない⑵　事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。いない・いる⑶　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。いる・いない | 密着基準条例第119条第1項※ケアプラン、サービス提供記録等密着基準条例第119条第2項密着基準条例第119条第3項 |
| 14　社会生活上の便宜の提供15　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | ⑴　事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。いる・いない⑵　事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。いる・いない⑶　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。いる・いない　　介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話等の活用も可）を設置し定期的に開催しているか。いる・いない | 密着基準条例第120条第1項密着基準条例第120条第2項密着基準条例第120条第3項密着基準条例第128条（準用106条の2） |
| 16　利用者に関する市町村への通知 | 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第28条） |
| 17　管理者による管理 | 管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。いない・いる | 密着基準条例第121条※勤務表 |
| \*18　緊急時等の対応 | 　介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第99条）※医療機関の承諾書等 |
| 19　管理者の責務 | ⑴　管理者は、従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。いる・いない⑵　管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第212条第1項）密着基準条例第128条（準用第212条第2項） |
| \*20　運営規程 | 事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。いる・いない①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務内容③　利用定員④　認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤　入居に当たっての留意事項⑥　非常災害対策⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項　　なお、その他運営に関する重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。 | 密着基準条例第122条※運営規程 |
| \*21　勤務体制の確保等 | ⑴　事業者は、利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。いる・いない・共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしているか。いる・いない⑵　⑴の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。いる・いない⑶　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（資格を持たない者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための適切な措置を講じているか。いる・いない⑷　事業者は、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。いる・いない | 密着基準条例第123条第1項※勤務表密着解釈第3の五の4の⑼の①密着基準条例第123条第2項密着基準条例第123条第3項※研修計画等密着解釈第3の四の4の⑼の⑤密着基準条例第123条第4項 |
| \*22　非常災害対策 | 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。いる・いない・上記訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか　　　　　　　　　　　　　　　　　　いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第102条第1項）※消防訓練実施計画書等密着基準条例第128条（準用第102条第2項） |
| 23　業務継続計画の策定等 | ⑴　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。いる・いない⑵　従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施しているか。いる・いない⑶　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第32条の2第1項）密着基準条例第128条（準用第32条の2第2項）密着基準条例第128条（準用第32条の2第3項） |
| \*24　衛生管理等 | ⑴　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。いる・いない⑵　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。いる・いない①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知を図ること。②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年2回以上）及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。⑶　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。いる・いない⑷　空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第217条第1項）密着基準条例第128条（準用第217条第2項）密着解釈第3の五の4の⒀の①のロ密着解釈第3の五の4の⒀の①のハ |
| \*25　定員の遵守 | 事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。いない・いる | 密着基準条例第124条 |
| 26　協力医療機関等 | ⑴　事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。いる・いない⑵　事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。いる・いない①　利用者の病状が急変した場合等において、医　師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確　保していること。②　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。⑶　事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出ているか。いる・いない⑷　事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。いる・いない⑸　事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。いる・いない⑹　事業者は、利用者が協力医療機関その他医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。いる・いない⑺　事業者はあらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。いる・いない⑻　事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。いる・いない | 密着基準条例第125条第1項※医療機関の承諾書等密着基準条例第125条第2項密着解釈第3の五の4の⑽①密着基準条例第125条第3項密着解釈第3の五の4の⑽③密着基準条例第125条第4項密着解釈第3の五の4の⑽④密着基準条例第125条第5項密着解釈第3の五の4の⑽⑤密着基準条例第125条第6項密着解釈第3の五の4の⑽⑥密着基準条例第125条第27項密着解釈第3の五の4の⑽①密着基準条例第125条第38項 |
| 27　掲示 | 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。または、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第34条） |
| \*28　秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。いない・いる⑵　事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。いる・いない⑶　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第35条第1項）密着基準条例第128条（準用第35条第2項）密着基準条例第128条（準用第35条第3項） |
| \*29　広告 | 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。いない・いる | 密着基準条例第128条（準用第36条） |
| 30　居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | ⑴　事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。いない・いる⑵　事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。いない・いる | 密着基準条例第126条第1項密着基準条例第126条第2項 |
| \*31　苦情処理 | 1. 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

いる・いない必要な措置：具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等。⑵　事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。いる・いない⑶　事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。いる・いない⑷　事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。いる・いない⑸　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、⑷の改善の内容を市町村に報告しているか。いる・いない⑹　事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。いる・いない⑺　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑹の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第38条第1項）※苦情処理体制等密着解釈第3の五の4の⒃準用(密着解釈第3の一の4の(28))　密着基準条例第128条（準用第38条第2項）※苦情の記録等密着解釈第3の五の4の⒃(準用第3の一の４の(28)の②）密着基準条例第128条（準用第38条第3項）密着基準条例第128条（準用第38条第4項）密着基準条例第128条（準用第38条第5項）密着基準条例第128条（準用第38条第6項） |
| \*32　事故発生時の対応 | ⑴　事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。いる・いない⑵　事業者は、⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。いる・いない⑶　事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　　なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。いる・いない⑷　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めているか。いる・いない⑸　事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第40条第1項）密着基準条例第128条（準用第40条第2項）密着基準条例第128条（準用第40条第3項）密着解釈第3の五の4の⒃(準用第3の一の４の(30)の②）密着解釈第3の五の4の⒃(準用第3の一の４の(30)の①）密着解釈第3の五の4の⒃(準用第3の一の４の(30)の③） |
| 33　虐待の防止 | 　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じているか。いる・いない①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）を定期的に開催し、その結果について従業員に周知を図ること。②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。④上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 密着基準条例第128条（準用第40条の2）密着解釈第3の五の4の⒃(準用第3の一の4の(31)） |
| 34　会計の区分 | 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第41条） |
| 35　調査への協力等 | 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。いる・いない | 密着基準第128条（準用第104条） |
| \*36　地域との連携等 | ⑴　事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等の活用も可。ただし、利用者の同意が必要）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。いる・いない⑵　事業者は、⑴の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。いる・いない⑶　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。いる・いない⑷　事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。いる・いない | 密着基準条例第128条（準用第218条第1項）※議事録等密着基準条例第128条（準用第218条第2項）密着基準条例第128条（準用第8586条第34項）密着基準条例第128条（準用第218条第4項） |
| 37　記録の整備 | ⑴　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。いる・いない⑵　事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。いる・いない①　認知症対応型共同生活介護計画②　提供した具体的なサービスの内容等の記録③　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録④　利用者に関する市町村への通知に係る記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録⑦　運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録 | 密着基準条例第127条第1項密着基準条例第127条第2項 |
| 第５　変更の届出等 |  | 法第78条の5 |
|  | 　事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条の10）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。いる・いない①　事業所の名称及び所在地②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地及び法人等の種類並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等④　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要⑤　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥　運営規程⑦　協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関⑧　事業所の種別⑨　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制⑩　当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項⑪　役員の氏名、生年月日及び住所⑫　本体施設、本体施設との移動経路、併設施設の状況等⑬　連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地⑭　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 |  |